

## 有給役員 報酬および退職金規程

(総則)

第1条 この規程は日本鉄鋼協会の有給役員に対する報酬および退職金について定めるものである。

(給与の構成)

第2条 報酬の構成は俸給、地域手当および賞与とする。

(支給日)

第3条 俸給および地域手当は、毎月20日に支給する。賞与は夏季は6月25日、年末は12月15日に支給する。但し、支給日が休日のときはその前日とする。

(月中の計算)

第4条 月の途中での就任または辞任した場合の俸給および地域手当は、日割りをもって計算し支給する。

(俸給および地域手当)

第5条 月額報酬は、人事院が定める国家公務員の「指定職俸給表」による俸給および地域手当を加算した額とする。

2. 適用する号俸については、指定職1～5号の範囲内で会長が決定する。

(俸給の変更・適用)

第6条 適用する号俸を変更する場合は4月とする。但し、人事院勧告により改定された俸給表の適用開始は翌年4月とする。

(地域手当)

第7条 地域手当は、人事院が定める東京都の支給率による。

(賞与)

第8条 有給役員には毎年6月および12月にそれぞれ夏季および年末賞与を以下の式により支給する。

(俸給月額+地域手当) × 人事院の定めによる国家公務員に適用される月数

2. 賞与算定の対象となる期間は、夏季賞与にあつては1月～6月、年末賞与にあつては7月～12月とする。従つて、勤務期間が6ヶ月未満の場合は、第1項の式で算出した額を在職月数に応じて減額する。

(退職金)

第9条 退職金は次の式により支給する。

退職時の俸給月額 × 0.18 × 在職月数

2. 第1項の俸給月額には、地域手当を含まない。

(欠勤の取扱い)

第10条 傷病その他の事由による欠勤については、第5条第1項の規定にかかわらず、必要に応じ会長が副会長と協議の上、その取扱いについて定める。

(規程の変更または廃止)

第11条 この規程の変更または廃止は、社員総会の議決を要する。

(付則)

1. この規程は平成24年9月17日より施行する。